

事務所ニュース [No.250]



新型コロナウイルス対応助成金

—労働者を雇用する事業主の方へ—

- ◎ 臨時休校をした小学校等に通う子どもの世話のため休業した労働者への助成金
- ・対象期間が延長になりました
令和2年9月30日まで ※遡って対象となります
 - ・助成内容
有給休暇（年次有給休暇ではありません）を取得した対象労働者に支払った
賃金相当額×10/10 ※ただし、支給限度額は日額 15,000 円
 - ・当事務所の申請は9月30日以降事業所ごと一括して申請をすることになります。
③ 対象となる労働者の特定求職者助成金等と併給はできません
申請期限 令和2年12月28日
- ◎ 雇用調整助成金
- ・対象期間 令和2年4月1日～9月30日まで（緊急対応期間） “急” 12月31日まで延長！
 - ・生産指標要件 前年同期比で1か月5%以上の売上ダウン対象被保険者（中小企業の場合）
雇用保険被保険者でない労働者も対象に含める
事業縮小のため従業員を解雇又は継続雇用した場合
助成率 解雇の場合 4/5 解雇を行わない場合は 10/10
※支給限度日額 15,000 円
10月1日以降の期限の延長及び助成率については現在確定していません
③ 対象となる労働者の特定求職者助成金等と併給ができません



＜算定基礎届＞ —健康保険・厚生年金保険—

4月・5月・6月の報酬（平均月額）を3か月間平均し、標準報酬月額を定め、これに基づき9月より翌年8月まで、保険料を決定し、原則として固定することになります。当事務所に算定基礎届のご依頼があった事業所様につきましては申請はすべて終了いたしました。改定の内容については後日お知らせします。

◎◎コロナ感染症で休業した従業員◎◎ —社会保険、随時改正の変更—

令和2年4月～7月の間休業により報酬が著しく下がった方については通常の随時改定（4か月目に改定）によらず特例により5月から8月まで保険料が下がります。

◎◎パワハラ対策法◎◎ —2022.4.1 施行—

職場のパワハラは、企業にとって業績の悪化や人材の損失につながるおそれがあります。施行までにパワハラの防止策、ヘルプラインの設置等対応が必要です。

社会保険労務士法人オフィスCOA・中小企業労働保険協会

TEL 0985-25-1200 FAX 0985-25-2378

E-mail : oosaki@bronze.ocn.ne.jp * HP : //www.office-coa.net